四　経済事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第五号㈠

五　連合会　別紙様式第六号㈠

（損益計算書の区分）

第百二十三条　（略）

2・3　（略）

4　事業収益に属する収益は、購買品の供給高、販売品の販売高、受託販売事業に係る受入販売手数料、共同利用施設の利用料、他の組合から受け入れた事業分量配当金（法第五十六条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事業の利用分量の割合に応じなされる配当金をいう。以下同じ。）その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

5・6　（略）

7　事業外収益に属する収益は、受取利息（法第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業として受け入れたものを除く。）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

8　事業外費用に属する費用は、支払利息（法第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業として支払うものを除く。）、寄付金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

9～13　（略）

（損益計算書の表示様式）

第百三十二条　次の各号に掲げる組合の損益計算書の表示方法については、第百二十三条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第二号㈡

二　経済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第三号㈡

三　信用事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第四号㈡

四　経済事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第五号㈡

五　連合会　別紙様式第六号㈡

（損失処理案の区分）

第百三十六条　（略）

2　前項第二号の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一～三　（略）

（削る。）

3　（略）

四　経済事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第四号㈠

五　連合会　別紙様式第五号㈠

（損益計算書の区分）

第百二十三条　（略）

2・3　（略）

4　事業収益に属する収益は、購買品の供給高、販売品の販売高、受託販売事業に係る受入販売手数料、共同利用施設の利用料、他の組合から受け入れた事業分量配当金（法第五十六条第二項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事業の利用分量の割合に応じなされる配当金をいう。以下同じ。）その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

5・6　（略）

7　事業外収益に属する収益は、受取利息（法第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業として受け入れたものを除く。）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

8　事業外費用に属する費用は、支払利息（法第十一条第一項第四号若しくは第十一号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業として支払うものを除く。）、寄付金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

9～13　（略）

（損益計算書の表示様式）

第百三十二条　次の各号に掲げる組合の損益計算書の表示方法については、第百二十三条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一　信用事業実施組合又は共済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第一号㈡

二　経済事業実施組合である漁業協同組合及び水産加工業協同組合　別紙様式第二号㈡

三　信用事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第三号㈡

四　経済事業実施組合である漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会　別紙様式第四号㈡

五　連合会　別紙様式第五号㈡

（損失処理案の区分）

第百三十六条　（略）

2　前項第二号の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一～三　（略）

四　回転出資金取崩額

3　（略）